

第 4 6 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 5年 5月18日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「P T A 寄付 148000000円相当必要な手続きをせず」 今年17日発表

- ①学校への調査についてわかるもの（以下「本件請求内容①」という。）
- ②学校からの調査に対する回答（以下「本件請求内容②」という。）
- ③調査結果のまとめたもの（以下「本件請求内容③」という。）
- ④市長がP T A関係者へ本件に関して謝罪した内容（以下「本件請求内容④」という。）

- 2 同年 6月29日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件請求内容④に係る対象文書（以下「本件対象文書」という。）については存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 同年 7月 6日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対し、本件処分のほかに本件請求内容①から③について公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由を文書が不存在のためと主張している。

- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求人は、「市長が謝罪したということなら、謝罪した内容に関して、根拠理由があることは確かである。当然それに関する文書、資料があ

ることも確かである。」と主張している。しかしながら、令和 5年 5月16日（火）に開催された令和 5年度名古屋市立小中学校PTA協議会・安全会総会（以下「本件総会」という。）の冒頭で市長がPTA関係者へ本件について謝罪したが、挨拶文内で謝罪について触れることはなく、かつ議事録等は作成されていない。

(2) 市長の謝罪の具体的な内容について実施機関として把握していないが、総会当日にテレビ取材があり、報道において「PTAから金を要求しとるような話がありまして、申し訳ないと。おかしいと思ったら言ってちょう、黙っとらんでもええで」という発言があったと聞いている。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書、口頭意見陳述及び当審査会からの調査への回答で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関は、非公開とされた行政文書について、現在はどのような内容を想定されているのか不明である。

(2) 市長が謝罪したということなら、謝罪した内容に関して根拠理由があり当然それに関する文書、資料があることも確かである。

(3) 行政の内容やお金に関する謝罪というからには、謝罪の場において、市長の手元には資料等があったといえる。謝罪というからには、何があったのか、また何が問題であったのか、問題の背景理由について、どこが問題であったのか、今後市長としては、再発防止を含め、どのように対応するのか等を明確にすることが謝罪ということであるといえる。

(4) 市長が謝罪に至る経緯を明らかにしてもらいたいということである。その過程に実施機関はどのように関わっていたのかということの弁明を求めるものである。

(5) 市長の謝罪の翌日に行った調査結果の市長への報告において、同日の記者発表資料が提供された。そのことは非公開決定通知に記載すべきで、公開しない理由の説明が不足している。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件対象文書を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件事案は、名古屋市立学校における P T A からの備品等の寄付に関する実施機関の受入手続きに漏れがあるとのマスコミ報道を受け、実施機関が調査（以下「本件調査」という。）したところ、実際に受入手続きに漏れが発覚し、実施機関の記者会見に先立ち、当時の市長が本件総会において謝罪（以下「本件謝罪」という。）を行ったものである。本件対象文書は、本件謝罪の内容がわかる文書である。

(2) 実施機関は、本件総会に市長が出席するにあたり挨拶文案を作成し、市長に事前に提供しており、当審査会において当該挨拶文案を確認したところ、本件謝罪に係る内容は含まれていないことが確認された。

(3) また、実施機関に確認したところ、本件調査の結果をまとめた文書として「P T A から寄附を受けた建物、工作物及び物品の調査結果の報告について」を作成しており、本件総会の翌日に市長に対して提供したとのことであった。

(4) 審査請求人は、本件謝罪については根拠や理由があり、本件総会において市長の手元に資料等があったのではないかと主張している。しかしながら、上記(3)のとおり、実施機関は市長に対して本件調査の結果を含めた本件事案に関する報告を本件総会の翌日に行っていること、本件謝罪の内容が上記第 3の 2(2)のとおり、本件事案について詳細に説明を行い謝罪しているものではないことからすると、本件対象文書を作成していないと

する実施機関の主張は特段不合理とまではいえない。

4 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 3において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 7月10日	諮問書の受理
8月 9日	弁明書の写しの受理
8月28日	反論意見書の受理
令和 7年 1月29日	行政不服審査法第31条に基づく口頭意見陳述の記録書の受理
3月21日 (第82回第 1小委員会)	調査審議
4月21日 (第83回第 1小委員会)	調査審議
5月22日 (第84回第 1小委員会)	調査審議
6月26日 (第85回第 1小委員会)	調査審議
7月 7日	答申

第 7 手続に関する付言

本件処分の妥当性について、当審査会は答申に至る手続として条例第25条第 4項の規定により、審査請求に係る事件に関し必要な調査（以下「本件調査」という。）を、以下のとおり実施した。

1 令和 7年 5月26日付け「名古屋市情報公開条例第25条第 4項の規定による調査について」と題し、審査請求人に対し、令和 7年 6月16日までの意見書及び資料の提出を求めた。

※審査請求人が、多数の審査請求を行っており、審査が長期化しているところ、迅速かつ効率的な審理・審査を行うため、類似事案を整理した上で、 4

つの設問を調査項目として、審査請求人の意見書及び資料の提出を求めたものである。

2 令和 7年 6月 2日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査の回答として意見書の提出があった。

3 同月26日、審査会は、上記 2の意見書を踏まえ、本件審査請求について改めて調査審議を行い結論をまとめた。

よって、審査会は、本件審査請求に対して審査請求人から申出のあった条例第26条第 1項に定める口頭意見陳述について、意見書の提出により争点に係る審査請求人の主張を述べる機会は十分与えられたものとし、口頭意見陳述の実施は審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから条例第26条第 1項ただし書により、その必要がないと判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小川淳、委員 平林美紀、委員 米澤孝充